

# 令和5年度第1回越前町地域公共交通活性化協議会

日時：令和5年6月5日(月)

午後3時から

場所：越前町生涯学習センター2階

## 会 議 次 第

### 1. 開会

### 2. 協議事項

- |                          |          |
|--------------------------|----------|
| (1) デマンドタクシー停留所の追加について   | 資料 No. 1 |
| (2) 令和4年度協議会事業報告及び決算について | 資料 No. 2 |
| (3) 令和5年度協議会事業計画及び予算について | 資料 No. 3 |
| (4) 生活交通確保維持改善計画について     | 資料 No. 4 |

### 3. 報告事項

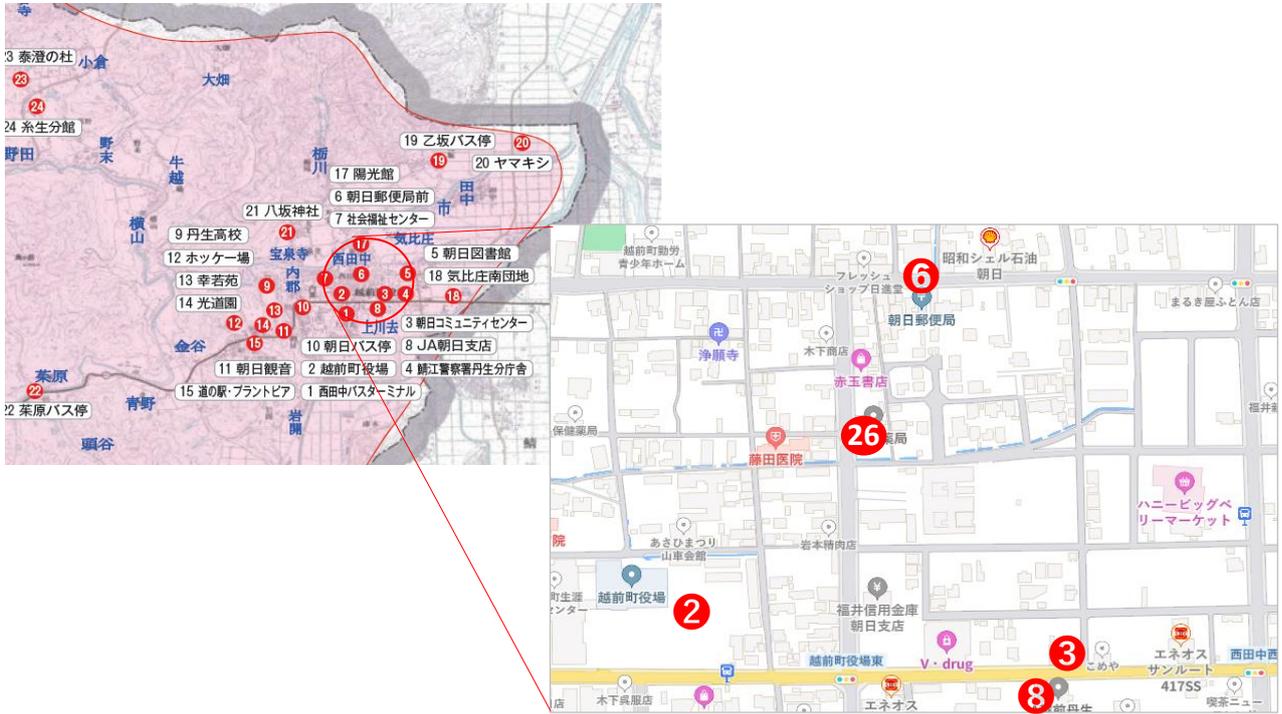
- |                                    |          |
|------------------------------------|----------|
| (1) 令和4年度地域公共交通確保維持改善事業の二次評価について   | 資料 No. 5 |
| (2) 令和4年度コミュニティバス・路線バス運行等の実績報告について | 資料 No. 6 |
| (3) 地域間幹線系統分析シートについて               | 資料 No. 7 |
| (4) 令和4年度チョイソコえちぜんの実績報告について        | 資料 No. 8 |

### 4. その他

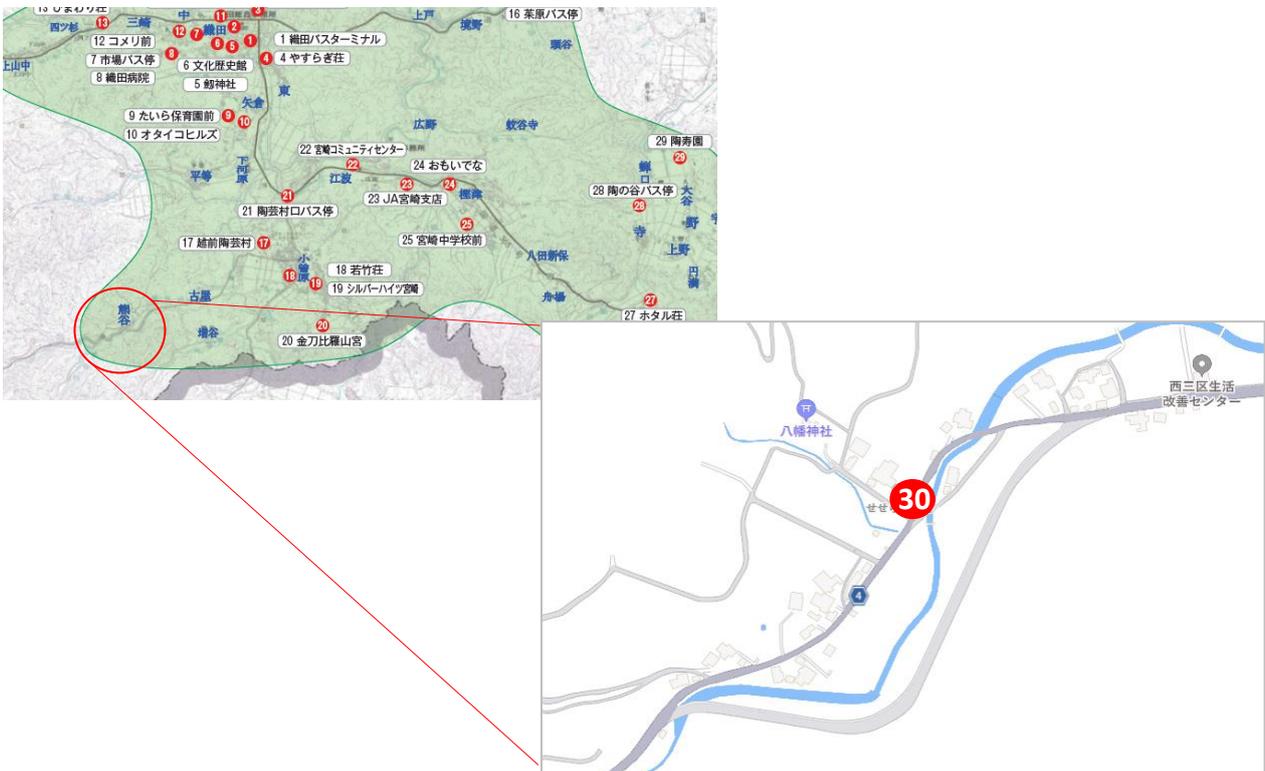
### 5. 閉会

○利用者より要望が多い指定停留所 2ヶ所を追加する。  
追加予定日：令和 5 年 1 0 月 1 日

【朝日区域】 26 駅前通り



【宮崎織田区域】 30 熊谷



## 令和4年度 事業報告

月	日	事 項	備 考
4	1	チョイソコえちぜん運行開始	
5			
6	21	第1回活性化協議会	路線バス運行ルート変更協議 協議会事業計画、確保維持改善計画
	25	生活交通確保維持改善計画申請	
7			
8	1	チョイソコえちぜん利用促進キャンペーン (～10月末まで)	対象者41名
9	29	生活交通確保維持改善計画認定	
10			
11	28	第2回活性化協議会	路線バス、コミバス運行ルート変更協議 確保維持改善計画一次評価 コミバス運行事業者変更協議
	30	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付申請	
12			
1			
2	17	第三者評価委員会	確保維持改善事業に対する中部運輸局 による評価
3	27	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付決定	

令和4年度 収支決算報告

自 令和 4年 4月 1日  
至 令和 5年 3月31日

【収入の部】

(単位：円)

科目	予算額	決算額	比較増減	備考
負担金	50,000	50,000	0	町負担金
補助金	2,120,000	1,721,000	△ 399,000	確保維持改善事業補助金
諸収入	0	0	0	
合計	2,170,000	1,771,000	△ 399,000	

【支出の部】

科目	予算額	決算額	比較増減	備考
会議費	5,000	4,038	△ 962	会議経費
事務費	30,000	16,880	△ 13,120	通信費、消耗品費、手数料
旅費	12,000	0	△ 12,000	
補助金	2,120,000	1,721,000	△ 399,000	デマンドタクシー運行業務補助
予備費	3,000	0	△ 3,000	
精算金		29,082	29,082	町へ返還
合計	2,170,000	1,771,000	△ 399,000	

収入済額 1,771,000 円

支出済額 1,771,000 円

差引残額 0 円

## 令和5年度 事業計画 (案)

月	事業・事務内容	協議会開催予定
4		
5		
6	生活交通確保維持改善計画申請	<b>【第1回協議会】</b> ・ 令和5年度事業計画 ・ 令和6年度フィーダー系統確保維持計画の作成
7		
8		
9		
10		
11	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付申請	<b>【第2回協議会】</b> ・ 確保維持改善事業 事業評価
12		
1		
2		
3		

令和5年度 予算（案）

自 令和 5年 4月 1日  
至 令和 6年 3月31日

【収入の部】

（単位：円）

区分	本年度予算	前年度予算	比較増減	備考
負担金	50,000	50,000	0	町負担金
補助金	3,000,000	2,120,000	880,000	確保維持改善事業補助金
諸収入	0	0	0	
合計	3,050,000	2,170,000	880,000	

【支出の部】

区分	本年度予算	前年度予算	比較増減	備考
会議費	5,000	5,000	0	会議経費
事務費	30,000	30,000	0	通信費、消耗品費、手数料
事業費	0	0	0	
旅 費	0	12,000	△ 12,000	
補助金	3,000,000	2,120,000	880,000	デマンドタクシー運行業務補助
予備費	15,000	3,000	12,000	
合計	3,050,000	2,170,000	880,000	

## 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和５年６月 日

越前町地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
越前町地域内フィーダー系統確保維持計画
<b>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</b>
<p>越前町においては、越前町北部からＪＲ福井駅方面に京福バス、越前町南西部からＪＲ北鯖江駅・ＪＲ武生駅に福井鉄道バスが運行している。町内には鉄道駅がないため、民間の路線バスを幹線系統と位置づけ、それに接続するコミュニティバスで交通網が形成されている。路線バスは主に高校生の通学と高齢者の通院の広域移動に、コミュニティバスは主に高齢者の日常の移動に利用されている。</p> <p>しかしながら人口減少と高齢者の自動車運転免許保有率の高止まりにより、バス利用者数は減少し続け、路線バス、コミュニティバス事業の収支悪化による行政負担の増加で便数の減便を余儀なくされている状況である。そこでコミュニティバスに代えてデマンドタクシーの運行を開始し、利便向上と運行収支の改善を目指す。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持改善事業により、地域間幹線ネットワークの拠点である西田中バスターミナル、織田バスターミナルと接続するフィーダー系統を確立し、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
<b>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</b>
<b>(1) 事業の目標</b>
<p>越前町内公共交通全体の事業目標</p> <p>令和７年度の公共交通利用者数を 230,000 人（R01 年度の実績 243,000 人）とする。 令和７年度公共交通に対する満足度を 45%以上（直近年度の実績 21%）とする。</p> <p>（越前町地域公共交通計画 P 53 参照）</p> <p>デマンドタクシーの事業目標</p> <p>デマンドタクシー利用者数を令和６年度 2,600 人（前年度半期の実績を参考）、 令和７年度には 3,380 人（令和６年度の 1.3 倍）とする。</p>
<b>(2) 事業の効果</b>
<p>利用が少ないコミュニティバスをデマンドタクシーに転換することにより、自宅からバス停までの移動困難者やバス停待合環境が悪いことでバス利用を敬遠していた高齢者の移動が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化、高齢ドライバーの事故軽減にも寄与する。</p>

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タクシー事業者によるデマンドタクシーを運行する。(越前町内タクシー事業者) (越前町地域公共交通計画 P 5 8 参照)</li> <li>・ 路線バスやコミュニティバスも含めた公共交通ネットワークが一目でわかる公共交通マップ時刻表の作成・町内全戸配布 (越前町) (越前町地域公共交通計画 P 6 0 参照)</li> <li>・ 高齢者が利用する施設等でのモビリティマネジメントを実施する。(活性化協議会) (越前町地域公共交通計画 P 6 2 参照)</li> </ul>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者
表 1 を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
運行経費から運賃収入及び国庫補助金を差し引いた差額分は越前町が負担する。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
越前町地域公共交通活性化協議会
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <b>【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ OD 調査</li> <li>・ 利用者アンケート (車内聞き取りアンケート等)</li> <li>・ 住民ヒアリング (住民懇談会実施等)</li> </ul>
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めたシステムの概要 <b>【地域間幹線システムのみ】</b>
※該当なし
9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線システムのみ】</b>
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線システムのみ】</b>
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 <b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b>
※該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
表5を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論	
・令和3年 1月28日	地域公共交通計画全体について合意
・令和3年 2月19日	国土交通省に地域公共交通計画提出
・令和4年 6月21日	生活交通確保維持改善計画について合意
・令和4年 9月30日	生活交通確保維持改善計画認定
・令和5年 6月 5日	生活交通確保維持改善計画について合意
21. 利用者等の意見の反映状況	
<p>地域公共交通計画策定にあたり住民の12%に当たる2,500人を対象にアンケート調査を実施した。計画書調整時にパブリックコメントを実施した。 便数が少ないことまた、地域によってはバス停留所までの移動が困難との声が多かったため、路線バスとコミュニティバス、デマンドタクシーを組み合わせる計画とした。</p>	
22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	福井県未来創造部新幹線・まちづくり局交通まちづくり課
関係市区町村	越前町企画振興課
交通事業者・交通施設管理者等	京福バス(株)、福井鉄道(株)、福井県バス協会、福井県タクシー協会、丹南土木事務所、鯖江警察署
地方運輸局	中部運輸局福井運輸支局
その他協議会が必要と認める者	福井工業大学教授、利用者代表、福井県交通運輸産業労働組合、越前町議会、越前町身体障害者協会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 福井県丹生郡越前町西田中 13-5-1

(所 属) 越前町役場企画振興課

(氏 名) 中西 亜由美

(電 話) 0778-34-8702

(e-mail) kikaku@town.echizen.ne.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
越前町	朝日自動車(株)	(1) 朝日デマンドタクシー		朝日地区		往 — km 復 — km	243	972回		区域運行	①	西田中バスターミナルで補助対象地域間幹線系統、福鉄バス福浦線、鯖浦線、京福バス西田中宿堂線と接続	③
	(有)日の丸タクシー	(2) 織田宮崎デマンドタクシー		織田宮崎地区		往 — km 復 — km	243	1,215回		区域運行	①	織田バス停で補助対象地域間幹線系統福鉄バス武生越前海岸線、福浦線、鯖浦線と接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	越前町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	20,118
交通不便地域等	4,009

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
4,009人	越前地区	過疎法第2条第1項イ

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
越前町地域公共交通計画	令和3年1月28日	—

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)